

令和5年度守谷市における障がい者就労施設等からの 物品等の調達方針

令和5年9月13日決定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、市が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達する物品等及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標額は、次のとおりとする。なお、目標額は、市内の障がい者就労施設等への発注予定に関する調査結果及び当該年度の予算又は事業の予定等を勘案し設定している。

・物品（花苗）	75千円
・役務（封入、付番、建物等の清掃等）	1,924千円

4 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、守谷市契約事務規則（平成18年守谷市規則第11号）第19条各号に定める額を超えない場合は、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項）により契約を締結するものとする。

5 調達実績の取りまとめ及び公表

調達実績は、令和6年5月末までに取りまとめ、その概要を、市のホームページにおいて公表するものとする。

6 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健幸福祉部社会福祉課とする。